

いじめ対応が長期化した事例の課題と改定の方角性

	課題	改定の方角性	改定案
重大事態への対処	○保護者から重大事態の申し立てがあった際の不十分な対応	◇学校が重大事態と判断する目安を明確にする。 ・「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた場合 ・「児童等が相当の期間欠席」をしている場合 ・児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあった場合 ◇教育委員会への報告の方法を明記する。	P28
	○重大事態を判断するプロセスが不明確 ○いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)法第 23 条調査(※1)と法第 28 条調査(※2)の位置付けが不明確	◇学校いじめ対策委員会により、重大事態に該当するか否かの判断を行うこととし、「重大事態の判断」について明記する。 ◇調査組織の記載欄に法第 28 条に基づく調査であることを明記する。	P28・29 P35
	○重大事態調査実施前に、被害児童・生徒及び保護者等に対する調査方針の説明をしていない。	◇調査実施前に、被害児童・生徒、保護者に対して調査方針等について説明することとし、「被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明」について項目を追加する。	P36
	○保護者に対して、調査結果の公表方法等の確認をしていない。 ○基本的な方針に公表に関する記載がない。	◇公表の仕方及び公表内容を被害児童・生徒、保護者と確認することとし、「調査結果の公表、公表方法等の確認」について項目を追加する。	P38
	○加害児童・生徒及び保護者に対して、調査についての事前説明、調査結果の情報提供を行っていない。	◇加害児童・生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこととし、「加害児童・生徒、他の児童・生徒等に対する調査結果の情報提供」について項目を追加する。	P38・39

(※1) 学校がいじめの事実の有無の確認を行うための措置

(※2) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査